令和7年度入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立船引高等学校 〒963-4398 田村市船引町船引字石崎15-3 電話 0247-82-1511

1 アドミッション・ポリシー

校訓「自律」のもと、「学力向上」「豊かな人間性の育成」「キャリア教育」に重点を置く 学校として、学習活動や生徒会活動、部活動、ボランティア活動等をとおして、地域社会に貢献する意欲のある生徒を募集します。

- 2 課程・学科 全日制の課程 普通科
- 3 募 集 定 員 80名(うち特色選抜の募集定員は全体の20%程度)
- 4 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の 当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

5 志願してほしい生徒像

本校では、校訓「自律」のもと、「学力向上」「豊かな人間性の育成」「キャリア教育」に 重点を置き、学習活動や生徒会活動、部活動、ボランティア活動等をとおして、地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。

このため、特色選抜においては、次に該当する生徒を求めている。

中学時代、部活動や地域のクラブ活動等において、各種大会に登録選手として出場した者、またはリーダーシップを発揮してきた者で、部活動をとおして地域社会や地域スポーツ振興に貢献する意欲を持ち、本校入学後に所属する部活動においても3年間意欲的かつ積極的に部活動に参加する決意のある者。

<指定する部活動>

剣道部(男女)、ソフトテニス部(男女)、卓球部(男女)、バスケットボール部(男女) バドミントン部(男女)、サッカー部(男)、野球部(男)

6 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

7 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

8 出願期間

令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒(定形郵便長形3号に 志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付したもの)を同封の上、令和7年2月7日(金) 正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

9 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。) ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 特色選抜志願理由書
 - ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校 名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 特色選抜志願理由書

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。(上記(1)③に同じ)

- ③ 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの) ただし、上記「4出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる 者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ⑤ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び 出願課程名を記入したもの)
- (3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。 ただし、志願者において消印しない。

10 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由 (病気・事故等) により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日 未満の日数であっても希望する者は提出することができる。 提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか 又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返 信用封筒(定形郵便長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。

郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

11 県外等からの出願

(1) 県外からの志願者は、上記「9出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類 志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証 明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類 市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記9に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類 市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

12 願 書 受 付

- (1) 出願書類受付後に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。 志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

13 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期 ・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という。)へ出願 先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身) 中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連 携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提 出する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

(3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料 納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
 - ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) 出願先を変更した場合、すでに交付を受けた受験票は返還する。

14 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。 ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

15 出願の特例措置

(1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、 新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「11 県外等からの出願」を準用する。

(2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「13 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として 選抜を行う。

① 学力検査

5 教科とする。傾斜配点は実施せず、学力検査の満点は 250 点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校を志願する動機や、理由、本校が提示した「志願してほしい生徒像」の該当項目に対する具体的な活動内容や実績、本校で特に取り組みたい活動や学びたいこと、将来への抱負を記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点とし、「特別活動等の記録」「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 190 点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。志望の動機や将来の進路、自分の活動の実績や高校生活における 目的意識などをみる。

面接については、段階評価する。

⑤ 特色検査

実技試験を実施する。実技試験は160点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は600点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とするとともに、一般選抜に係る面接(以下 「一般面接」という。)の結果を併せて資料として選抜を行う。

① 学力検査

5 教科とする。傾斜配点は実施せず、学力検査の満点は 250 点満点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

個人面接を実施する。志望の動機や将来の進路希望、自らの考えを適切に伝える表現力を確認する。面接については、段階評価する。

なお、特色選抜と一般選抜を併願する場合は、特色面接をもって一般面接に代えるため、 一般面接は受験しない。

17 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

- (1) 学力検査
 - ① 日 時 令和7年3月5日(水) 午前9時~午後3時10分
 - ② 日 程

9	:00 9	:50 10	:10 11	:00 11	:20 12	2:10 13	:10 14	:00 14	:20 15:	10
	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社 会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	_

- ③ 会 場 福島県立船引高等学校
- ④ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ⑤ その他

ア 受験者は3月5日(水)午前8時30分に本校検査場に集合し、係員の指示に従うこと。イ 次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

ウ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込ま ないこと。

(2) 特色面接・特色検査

- ① 日 時 令和7年3月7日(金) 午前9時~
- ② 会 場 福島県立船引高等学校
- ③ 面接方法 本要項16(1)④のとおり
- ④ 検査内容 本要項16(1)⑤のとおり
- ⑤ その他

ア 受験者は3月7日(金)午前8時30分に本校検査場に集合し、係員の指示に従うこと。イ 次のものを持参すること。

受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、運動着、体育館シューズ又は各競技用のシューズ

○ 入部を希望する部活動に応じて持参するもの

入部を希望する部活動	持 参 物
剣道部	防具(面マスク、マウスガードを含む) 竹刀、剣道着
ソフトテニス部、卓球部、バドミントン部	ラケット
野球部	グローブ
サッカー部	キーパーグローブ (キーパーの場合)
バスケットボール部	なし

- ウ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込ま ないこと。
- (3) 一般面接
 - ① 日 時 令和7年3月6日(木) 午前9時~
 - ② 会 場 福島県立船引高等学校
 - ③ 面接方法 本要項 16(2)③のとおり
 - ④ その他

ア 受験者は3月6日(木)午前8時30分に本校検査場に集合し、係員の指示に従うこと。イ 受験票、上ばきを持参すること。

ウ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込ま ないこと。

18 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判 定する。

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、 やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者 なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が 協議し判断する。
 - ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に 定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- (2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

- (3) 追検査等受験の手続き
 - ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和7年3月7日(金)午後4時までに 在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出す る。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。
- (4) 追検査等の日時、日程及び会場
 - ① 日 時 令和7年3月11日(火) 午前9時~
 - ② 日 程

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社会	一般面接 特色面接・特色検査
-----	---	-----	---	-------------	-----	-----	---	----	-------------------

(50 分) (15 分) (50 分) (15 分) (50 分) (50 分) (15 分) (50 分)

- ③ 会 場 福島県立船引高等学校
- ④ 検査内容 本要項「16選抜方法・選抜資料」のとおり
- ⑤ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ⑥ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- ⑦その他
 - ア 受験者は3月11日(火)午前8時30分に本校検査場に集合し、係員の指示に従うこと。 ただし、追検査(学力検査)を受験せず、一般面接又は特色面接及び特色検査を受験する場合は、3月11日(火)午後2時30分に集合すること。

なお、学力検査の一部が未完了となった受験者は、未完了の教科の追検査開始 30 分前 に集合すること。

イ次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

- ウ 特色選抜受験者は、上記イに加え、本要項17(2)⑤イのものを持参すること。
- エ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

19 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金)正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。志願者は受験票を必ず持参すること。
- (3) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。
 - ① 提供日時 令和7年3月14日(金)合格発表後から午後3時まで
 - ② 提供場所 受付:事務室 会場:小会議室
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

20 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

21 そ の 他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で 受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「18 追検査等の実施」の「(3)追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者 受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校 長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。